



令和2年1月24日

担当課	人事課
担当者	明樂、額田
電話	(073) 435-1019
内線	2571

住民訴訟の判決について

出張におけるグリーン車両の鉄道料金の支給方法について、違法な公金の支出に該当するとして、平成30年6月26日付けで和歌山地方裁判所に訴状が提出され、裁判の結果、次のとおり判決がでましたのでお知らせします。

- | | |
|--------|---|
| 1 当事者 | 原告 林 隆 一
被告 和歌山市長 尾 花 正 啓 |
| 2 内容 | 原告他1名に対して、和歌山市から条例に基づいて支給されたグリーン車両の鉄道料金と実際に出張で利用した普通車両の指定席の鉄道料金との差額13,000円の返還請求を求めているものである。 |
| 3 判決期日 | 令和2年1月24日 |
| 4 判決 | 請求棄却 |
| 5 経緯 | 平成30年6月26日 原告による訴状の提出
平成30年9月28日 第1回 口頭弁論
平成30年12月4日 弁論準備
平成31年2月12日 弁論準備
平成31年3月27日 弁論準備
令和元年5月31日 弁論準備
令和元年7月19日 弁論準備
令和元年9月18日 弁論準備
令和元年10月18日 第2回 口頭弁論 (証人尋問) |